

事業所外から譲り受けた核燃料物質の取り扱いについて

1. はじめに

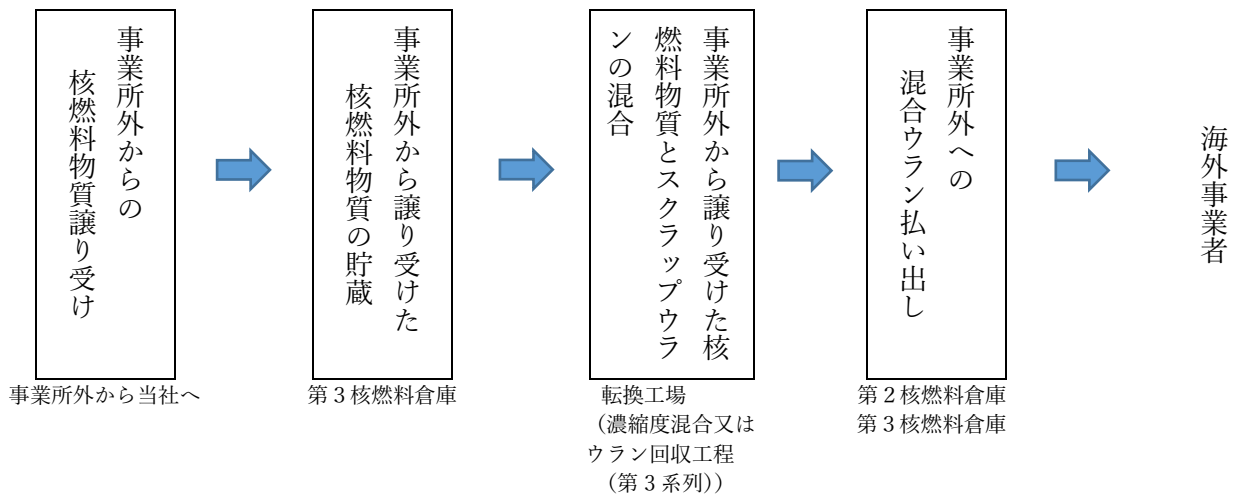
当社は事業所外より核燃料物質（現時点での計画では劣化ウラン）を譲り受け、当社燃料加工プロセスにおいて発生するスクラップウラン^{※1}と混合した後、海外事業者に払い出すことを計画している。

当社は上記処理計画が、炉規法や現行事業許可の範囲で実施可能であると理解しているが、この当社理解が誤りないことを行政相談として確認するものである。

※1：軽水炉燃料を製造する工程の各検査で不合格となったウラン、設備・機器のクリーンアップ時に回収したウランなど、そのままでは原子炉の燃料として使用できないウラン。

2. 事業所外から核燃料物質を譲り受けた場合の処理計画

当社が事業所外から核燃料物質を譲り受けた場合の具体的な作業スキームを以下に示す。



3. 炉規法及び現行事業許可における当社理解

当社が事業所外から譲り受けた核燃料物質を取り扱う件について、炉規法及び関連法令と現行事業許可の記載内容に照らし合わせて確認した結果を以下に整理した。

作業項目	作業内容	炉規法及び関連法令	現行事業許可	判定	判定理由
事業所外からの核燃料物質譲り受け	事業所外から加工事業者として核燃料物質を譲り受ける。	<p>(譲渡し及び譲受けの制限) 第六十一条 <u>核燃料物質は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。</u>ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、この限りでない。</p> <p>二 <u>加工事業者が製錬事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合。</u></p>	(3-1)ウラン粉末の入荷工程 事業所外から入荷した酸化ウラン粉末入り輸送物を搬入し、輸送容器を開梱し酸化ウラン粉末を SUS 容器に明け替える工程である。(p 183)	○	加工事業者が事業所外から核燃料物質を譲り受ける事は、法令記載の範囲内であれば前提条件なく譲り受ける事ができると解釈している。 事業所外の運搬については、輸送ルートに応じた輸送手続きを行う。
事業所外から譲り受けた核燃料物質の貯蔵	事業所外から譲り受けた核燃料物質を第 3 核燃料倉庫に貯蔵する。	<p>加工規則：(貯蔵) 第七条の七 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を採らなければならない。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合は、この限りでない。</p> <p>一 <u>核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。</u></p>	(3-2)ウラン粉末の貯蔵工程 各工程で製造又は回収したウラン粉末、事業所外から入荷したウラン粉末を容器に収納し、貯蔵する工程である。(p 183)	○	加工事業者が事業所外から譲り受けた核燃料物質を貯蔵する事は、当社許認可上で認許されている条件を満足する範囲内で貯蔵できると解釈している。SUS 容器 (UO ₂ 粉末及び U ₃ O ₈ 粉末の収納、貯蔵は可能 (p156)) にて貯蔵する計画。
事業所外から譲り受けた核燃料物質とスクラップウランの混合	事業所外から譲り受けた核燃料物質を濃縮度混合工程又はウラン回収工程(第 3 系列)でスクラップウランと混合する。 混合したウランは第 2 核燃料倉庫又は第 3 核燃料倉庫に貯蔵する。	<p>(定義) 第二条 第 9 項 <u>この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。</u></p> <p><u>(濃縮度混合工程又はウラン回収工程は加工事業の一環。)</u></p>	(2-8)濃縮度混合工程 異なる濃縮度の酸化ウラン粉末を均質化混合処理して濃縮度を調整する工程である。(p 183) (12-3)ウラン回収工程 (第 3 系列) スクラップウラン粉末を混合して均質化する工程である。(p186) (3-2)ウラン粉末の貯蔵工程 各工程で製造又は回収したウラン粉末、事業所外から入荷したウラン粉末を容器に収納し、貯蔵する工程である。(p 183)	○	濃縮度混合工程又はウラン回収工程 (第 3 系列) は、加工事業の一環であるため、加工事業者が事業所外から譲り受けた核燃料物質を当該工程の均一化混合に用いる事は、当社許認可上で認許されている条件を満足する範囲内で実施できると解釈している。

作業項目	作業内容	炉規法及び関連法令	現行事業許可	判定	判定理由
混合ウラン払い出し	混合したウランを輸送容器に詰め替えて払い出す。	<p>(譲渡し及び譲受けの制限)</p> <p>第六十一条</p> <p><u>核燃料物質は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。</u>ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、この限りでない。</p> <p>九 製錬事業者、<u>加工事業者</u>、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、使用者又は国際規制物資使用者が<u>核燃料物質を輸出</u>し、又は輸入<u>する場合</u></p>	(3-3)ウラン粉末の出荷工程 酸化ウラン粉末を輸送容器に梱包して、輸送物として事業所外へ出荷する工程である。(p183)	○	濃縮度混合工程又はウラン回収工程にて均一化混合したウランの譲り渡し及び輸出は法令記載の範囲であれば前提条件なく実施できると解釈している。 事業所外の運搬については、輸送ルートに応じた輸送手続きを行う。

4. 行政相談事項

当社許認可上で認許されている核燃料物質の種別、形態を満足する核燃料物質を、法令記載の範囲内であれば、事業所外から譲り受けて処理した後、海外事業者に輸出する行為は、加工事業の範囲内であり、法令上問題ないと理解している。

当該の理解で問題ないか確認したい。

以上